

★★ 建築士定期講習について ★★

建築士法の改正により、建築士事務所に所属するすべての建築士（管理建築士を含む）は、登録講習機関が行う建築士定期講習を3年以内ごとに受講・修了しなければなりません。

現在建築士事務所に所属している建築士（管理建築士を含む）の方、及び平成24年3月31日までに建築士事務所に所属した建築士の方については、初回の受講期限は平成24年3月31日です。

香川県内で、定期講習を実施している登録講習機関は以下のとおりです。

講習日程、申込方法、受講手数料等は各登録講習機関又は連絡先へお問い合わせください。

登録講習機関	香川県内連絡先
(財) 建築技術教育普及センター TEL : 03-5524-3105 http://www.jaeic.or.jp/	(社) 香川県建築士会 TEL : 087-833-5377 (社) 香川県建築士事務所協会 TEL : 087-812-3201
(株) 日建学院 TEL : 0120-243-229 http://www.nik-g.com/	日建学院高松校 TEL : 087-869-4661
(株) 総合資格学院法定講習センター TEL : 050-5541-7500 http://www.shikaku-center.jp/	総合資格学院高松校 TEL : 087-811-2011
(株) E R I アカデミー TEL : 03-5775-7848 http://www.a-eri.co.jp/	日本E R I (株)高松支店 TEL : 087-811-1877